

行政処分公表書

被 処 分 者	認 定 番 号	埼玉県公安委員会 第 43-0529 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	てるちゃん代行
	主 たる 営 業 所 が 所 在 す る 市 町 村	春日部市
処 分 年 月 日		令和8年9月16日
処 分 内 容		営業停止処分 (営業停止期間：令和8年9月17日から 令和8年9月25日までの9日間)
処 分 理 由		法の指示により付された違反点数の累積が、営業停 止の基準に達したため
根 拠 法 令		・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項（営業停止） ・ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 施行令第5条第1項第2号（営業の停止の基準）
処分を行った公安委員会		埼玉県公安委員会